

素案から案の自主修正について

修正内容	案	素案
P19 イ) 修正	・ 区は、 <u>建築相談会</u> の開催のほか、	・ 区は、「安全安心・建築なんでも相談会」の開催のほか、
P20(4) 修正	・ 建築士・施工業者等の専門家を含めた情報交換等 「しんじゅく耐震フォーラム」の開催等の普及啓発のほか、建築士・施工業者等の専門家を含めた情報交換等の活動も行っている。また、区と東京都建築士事務所協会新宿支部が協働して開催している <u>建築相談会</u> において、耐震に関する相談を受けている。	・ 建築士・施工業者等の専門家を含めた情報交換や研究活動等 「しんじゅく耐震フォーラム」の開催等の普及啓発のほか、建築士・施工業者等の専門家を含めた情報交換や研究活動等も視野に入れた活動も行っている。また、区と東京都建築士事務所協会新宿支部が連携して開催している「安全安心・建築なんでも相談会」において、耐震に関する相談を受けている。
P20(5) 修正	(5) がけ・擁壁ハザードマップの活用 「液状化の可能性がある地域」等	(5) がけ・擁壁ハザードマップを活用した敷地の耐震化 「液状化の可能性がある地域」など
P25 ウ) 修正	・ 建築確認審査などの機会を捉え、設計者などに対して適切な対策を講じるよう指導 ・ 液状化予測図などにより液状化の発生可能性がある地域においては、建築確認審査などの機会を捉え、設計者などに対して適切な対策を講じるように指導を実施していく。	・ 建築確認審査などの機会を捉えた設計者などに対して適切な対策を講じるよう指導 ・ 液状化予測図などにより液状化の発生可能性がある地域においては、建築確認審査などの機会を捉え、設計者などに対して適切な対策を講じるように指導・助言を実施していく。
P29(4) 追記	・ <u>耐震性が特に十分でない堀の所有者等に対する安全化指導</u> ・ 令和元年度から、建築基準法の設置基準に不適合なブロック塀等のうち、道路沿いの耐震性が特に十分でない堀の所有者等に対し、文書送付等による安全化指導を行っている。 ・ 令和6年度には、道路沿いの耐震性が特に十分でない堀を改善する意向のある所有者に対し、専門アドバイザーを派遣できるよう相談体制を整備した。	・ (追記) ・ (追記) ・ 令和6年度から、道路沿いの耐震性が特に十分でない堀を改善する意向のある所有者に対し、専門アドバイザーを派遣できるよう相談体制を整備している。
P 43(1) 修正	建築相談会（建築指導課） ・ 耐震を含めた建築に関する相談会を開催している。	安全安心・建築なんでも相談会（建築指導課） ・ 地域センター等において、耐震を含めた建築に関する相談会を開催している。
p 54 図 追記	緊急道路障害物除去路線（R4年8月時点） 1次除去路線 2次除去路線 緊急輸送道路（R5年3月時点） 特定緊急輸送道路高速道路 特定緊急輸送道路（地上部のみ） 一般緊急輸送道路 ※災害時の状況に応じ、本路線以外の路線を優先する場合がある。	緊急道路障害物除去路線（R4年8月時点） 1次除去路線 2次除去路線 緊急輸送道路（R5年3月時点） 特定緊急輸送道路高速道路 特定緊急輸送道路（地上部のみ） 一般緊急輸送道路
用語の定義 修正	<u>耐震性能</u>	<u>耐震性</u>